

奇玉累告示第五百二十五号

告
示

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野元裕

小鹿野町	た者の名称	調査を行つた
平成三十九年度	時 期	調査を行つた
地籍簿一冊	成 果 の 調査を行つた	の 調査を行つた
(般若の一部)	地 区	認 証
二十五日	年 月 日	年 月 日